

(あて先) 南阿蘇村長

確認及び同意書

私は、空き家・空き地バンクに空き家等を登録するにあたり、下記の内容について確認し同意します。

なお、登録申請書等の内容に虚偽等があった場合は、村が空き家・空き地バンクの登録を自動的に抹消されることに同意します。また空き家・空き地バンクに関する補助を受けた際、悪意又は虚偽による申請を行ったことが判明した場合、補助金を全額返還することに同意し意義ありません。

記

- 空き家等の登録は物件の所有者と申請者が同一でなければなりません。同一でない場合は、委任状が必要です。
- 空き家等を登録申請する前に、売買及び賃貸借の候補（入居者が決定している）がある場合は登録することができません。
- 空き家・空き地バンクへの登録期間は原則3年ですが、登録者が更新しない旨の意思の表示がない場合は、更に3年間登録を自動的に更新し、以後も同様とします。
- 空き家等の物件に村職員（移住コンシェルジュを含む）及び不動産事業者等（宅地建物取引士の資格を有するもの）が立ち入り調査することを同意します。
- 利用者から登録物件の見学等の要望があった場合は、原則所有者の対応が必要です。立ち会いが困難（県外に居住地遠方である等）場合は、村等へ依頼することができます。※別途 依頼書の記入が必要です。
- 空き家・空き地バンクに登録された物件は村等のホームページ等に物件の情報が公開されます。
- 災害発生時等に登録された物件を地方公共団体へみなし仮設候補としての情報提供について。  
【情報提供】（ 同意する ・ 同意しない ） → 【同意する場合ペット】（ 可 ・ 不可 ）  
【可の場合】（ 室内 ・ 室外 ） → 【ペットの種別】（ 犬 ・ 猫 ・ 小動物等 ）  
※○で囲んでください
- 不動産会社のホームページ等に物件の公開を併せて行っている場合は、不動産会社へのリンクを紹介するのみとなります。村等で内見等の対応は出来ません。
- 空き家・空き地バンク利用者と成約があった場合は速やかに村等に報告してください。
- 空き家・空き地バンク制度により知り得た情報は、制度の趣旨に沿って利用し、他の目的で使用しません。
- 村等は、情報を開示する業務であり、登録者から得た情報に不備があった場合でも、空き家等の賃貸又は売買に関する登録者等の利益、交渉、契約手続等の介入は行いません。また、契約交渉は当事者間で責任をもって行い、契約に関する紛争等は誠意を以て当事者間で解決し村等には一切責任がないこと、また契約後においても村等は、介入しないことを理解し承諾します。

年 月 日

住 所

所有者

氏 名

印